

1992年7月23日

メルシャン株式会社

代表取締役 鈴木忠雄 殿

千代田区神田神保町1-17

アルコール問題全国市民協会

代表今成知美

メルシャン株式会社の

社会的責任を問う

一致醉・酩酊奨励広告についての緊急申し入れー

一、当協会はアルコールによる健康被害、社会問題の発生の予防を目指す市民団体です。

二、さて、貴社は最近

「あまりシラフでいるのもカラダに毒だよ」

というキャッチフレーズでメルシャンワイン スピリッツ・クラブ

の広告をしておられます。この広告は上記キャッチフレーズのほか

「何やら最近、マジメやケジメが見直されているとか

でも人間なんだもの、肩ヒジはらず、たまにはネジをゆるめましょう

甘くないさわやかなノドごしだから、ゴクゴクいけるスピリットクラブ

ジン&ライム ウォッカ&レモンの新快感で登場です。さ、酔って、笑って、夢見ましょうよ」

とのコピーが記載されています。

三、アルコール関連問題についての認識が十分でなかった時期はともかくとして、この問題が社会問題として次第にクローズアップされてきた今日では、各メーカーともアルコール類の広告内容が不適正な飲酒形態を勧めるものとならないよう、それなりの配慮をするようになってきました。これは致醉性をもつ飲料のメーカーとしての社会的責任を自覚したものと思われます。

この配慮のひとつが、広告については製品自体の味わいなど製品の属性を広告のコンセプトにすることに留め、「致醉・酩酊への勧

め」についてはコンセプトにしないというものと解されます。

四、しかし、貴社の上記広告は、この致醉・酩酊への直接的勧誘をコンセプトとしており、しかも「あまりシラフでいるのもカラダに毒だよ」などと、身体の正常と非正常とを転倒させ、このコンセプトを強く印象づけるように工夫しておられます。

さらに、この広告は、適度の酔いの正当性とか娛樂性を隠れミノに、歯止めのない致醉・酩酊への勧誘をメッセージとしていることは、

「たまにはネジをゆるめましょう」

「ゴクゴクいける」

「酔って笑って夢見ましょうよ」

などというコピーからも明らかです。

五、このような広告は、未成年者に対しても飲酒を奨励する訴求力を有しており、未成年者飲酒防止の視点からも大きな問題です。

六、つきましては、当協会は貴社に対し上記広告を直ちに中止ことを求めます。

また、貴社がこの問題についてどのようにお考えになるのか、また、直ちにこの広告を中止されるか否かについて、1週間以内に

回答されるよう求めます。

尚、このことについて別途国税庁長官宛要請したことを申し添えます。

1992年7月23日

日本洋酒酒造組合

会長 村山 達雄 殿

千代田区神田神保町1-17

アルコール問題全国市民協会

代表 今成 知美

アルコール広告のガイドライン
作成についての申し入れ

一、最近メルシャン株式会社が、

あまりシラフでいるのもカラダに毒だよ

何やら最近、マジメやケジメが見直されているとか

でも人間なんだもの、肩ヒジはらず、たまにはネジをゆるめましょう

甘くないさわやかなノドごしだから、ゴクゴクいけるスピリットクラブ

レモン&ライム ウォッカ&レモンの新快感で登場です。さ、
酔って、笑って、夢見ましょうよ

との広告で「メルシャンワイン スピリットクラブ」なる商品を売り出しております

二、この広告は無差別な致酔・酩酊を直接的に奨励するものであり、未成年者飲酒の防止、アルコール関連問題の予防の視点から看過できない悪質なものと思われ、当協会としては別紙の申し入れを致しました。

三、つきましては組合としてメーカーの広告宣伝活動にいきすぎのないよう厳しく自主規制されると共に、広告宣伝についての適切なガイドラインを業界で作成されることを要望いたします。

1992年7月23日

国税庁長官

土田正顕殿

千代田区神田神保町1-17

アルコール問題全国市民協会

代表 今成知美

メルシャンワインの致醉牛・酉名酉丁
獎勵広告に関する要請書

一、最近メルシャン株式会社が、

あまりシラフでいるのもカラダに毒だよ

何やら最近、マジメやケジメが見直されているとか

でも人間なんだもの、肩ヒジはらず、たまにはネジをゆるめましょう

甘くないさわやかなノドごしだから、ゴクゴクいけるスピリットクラブ

レモン&ライム ウォッカ&レモンの新快感で登場です。さ、

酔って、笑って、夢見ましょうよ

との広告で「メルシャンワイン スピリットクラブ」なる商品を売り出しております。

二、この広告は無差別な致醉・酩酊を直接的に奨励するものであり、未成年者飲酒の防止、アルコール関連問題の予防の視点から看過できない悪質なものと思われ、当協会としては別紙の申し入れを致しました。

三、つきましては監督官庁として、メーカーの広告宣伝活動にいきすぎのないよう厳しく監督されると共に、広告宣伝についての適切なガイドラインを業界に作成させるよう指導されることを要望いたします。